

平成 24 年 7 月 27 日

各 位

株式会社 福邦銀行

不祥事件の発生について

このたび、誠に遺憾ながら、当行の元行員による下記の不祥事件が発生いたしました。
信用を第一とする金融機関といたしまして、このような事件の発生を役職員一同深く反省するとともに、ご迷惑をお掛けしましたお客様をはじめ、日頃からご愛顧いただいているお客様、株主の皆様
に多大なるご迷惑とご心配をおかけすることとなり、誠に申し訳なく、心からお詫び申し上げます。
今後は、再発防止に向けて一層の法令等遵守態勢を整備し、信頼回復に全力を挙げてまいります。

記

1. 事件の概要

当行の元行員（男性、37 歳）が、勤務していた春日支店・武生南支店・京都支店の在籍期間中、平成 15 年 2 月から平成 24 年 7 月までの間に、下記の通り、お客様（計 32 先）からお預かりしていた預金を着服・流用していたことが、お客様のお問い合わせにより、平成 24 年 6 月 6 日に発覚いたしました。

本事件による着服累計金額は 13,266 千円（うち 11,266 千円については、一旦着服しその後返金）であり、遊興費や自己の借入金返済などに充当しておりました。

着服期間	発生店舗	着服金額	被害者数
平成 15 年 2 月～4 月（3 ヶ月）	春日支店	40 千円	2 先（1 世帯）
平成 15 年 10 月～11 月（1 ヶ月）		50 千円	
平成 17 年 5 月～6 月（2 ヶ月）	春日支店 （武生南支店在籍中）	50 千円	
平成 22 年 1 月～平成 24 年 7 月（30 ヶ月）	京都支店	13,126 千円	30 先（17 世帯）
計 36 ヶ月		計 13,266 千円	計 32 先（18 世帯）

2. お客様への謝罪

当行では、ご迷惑をおかけしたお客様に対して、個別にお伺いし事実関係をご説明したうえで、深くお詫び申し上げ、当行より被害額（未返金額 2,000 千円及び商事利息）を弁済しております。

なお、上記の被害額につきましては、元行員より当行あて全額弁済を受けております。

3. 関係機関への報告

本件につきましては、事件発覚後速やかに監督官庁に届出を行っております。なお、現在、刑事告訴に向けて準備中です。

4. 関係者の処分

元行員は平成 24 年 7 月 26 日付で懲戒解雇いたしました。

また、本件に関する関係者についても厳正な処分を行います。

5. 再発防止策

今回の事態を厳粛に受け止め、内部管理態勢の問題点を洗い出したうえで、事務管理、モニタリング機能、および人事管理態勢の一層の強化や、行員のコンプライアンス意識の更なる向上を図るなど、全役職員一丸となって信頼回復に取り組んでまいります。

以上

※本件に関するお問い合わせ先 福邦銀行 企画部（担当：清水）TEL（0776）25－5102